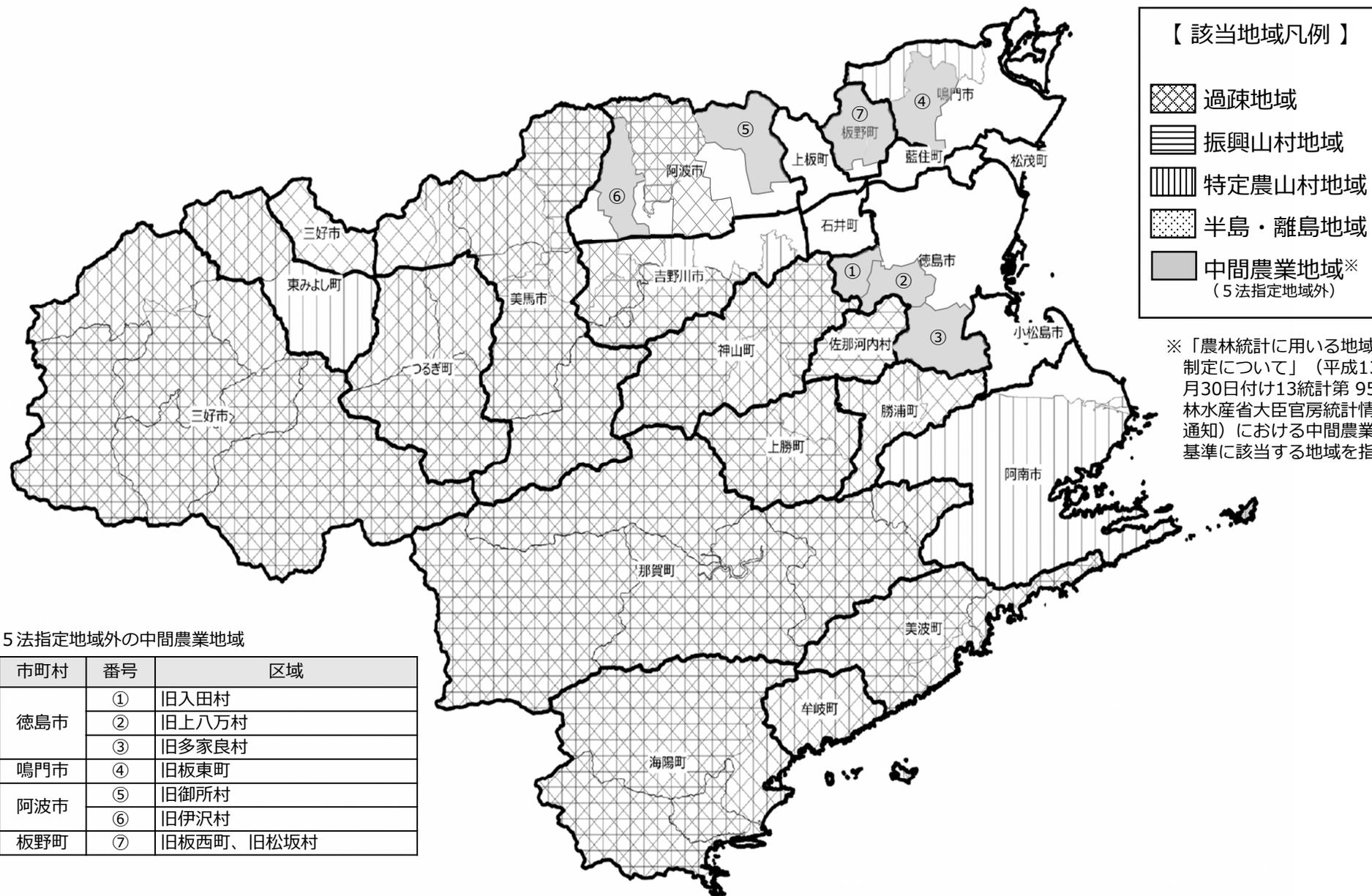


農村RMOの形成推進に係る事業の実施が可能な地域（令和5年8月時点）



【該当地域凡例】

-  過疎地域
-  振興山村地域
-  特定農山村地域
-  半島・離島地域
-  中間農業地域※
(5法指定地域外)

※「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域の基準に該当する地域を指す。

5法指定地域外の間中間農業地域

市町村	番号	区域
徳島市	①	旧入田村
	②	旧上八万村
	③	旧多家良村
鳴門市	④	旧板東町
阿波市	⑤	旧御所村
	⑥	旧伊沢村
板野町	⑦	旧板西町、旧松坂村